

四半期開示は短信に「一本化へ」。

内容は夏以降も議論

—金融審議会ディスクロージャーWG

去る4月18日、金融審議会は第8回ディスクロージャーワーキング・グループ（座長：神田秀樹・学習院大学大学院法務研究科教授）をオンラインで開催した。

今回のWGでは、前回（2022年3月10日号（No.1638）情報ダイジェスト参照）を踏まえ、情報開示の頻度・タイミングのほか、英文開示、有報とCG報告書の記載内容の関係について議論が行われた。主な論点は次のとおり。

情報開示の頻度・タイミング

これまでの議論を踏まえ、事務局から次の論点が示された。

- (1) 四半期開示の方針
現時点においては、次のような方針とする。

- ・上場企業について、法令上の四半期開示義務（第1・第3四半期）を廃止し、取引所の規則に基づく四半期短信に「一本化」
- ・任意化を含め四半期開示「一本化」する四半期決算

短信)の位置づけについては、四半期以外の適時開示のあり方とあわせて、さらに幅広く企業・投資家などの市場関係者の声や海外動向（欧州等）を踏まえて検討すること

委員からは、四半期短信への一本化についてはおおむね支持の声が上がり、そのうえで「決算情報の開示にのみ焦点を絞ればよいのでは」、「四半期報告書が持つ記述情報という面での重要性は非常に大きい。どこまで短信に寄せるかは慎重に考えるべき」などの意見が聞かれた。

また、「四半期報告書を基本とするほうがよいと考えるが、仮に四半期決算短信へ一本化される場合は、財務情報の信頼性およびエンフォースメントの水準が確保される措置が十分に講じられることを強く要望する」との意見も聞かれた。

(2) 具体的な論点
事務局は、今夏以降も本WGにおいて、「一本化」する四半

期決算短信に係る諸論点の議論を深めることが考えられるとした。論点の例としては、四半期開示の内容や監査法人によるレビューの有無等が挙げられたが、委員からは、「虚偽記載に対するエンフォースメントは、四半期開示が任意化されるとしても、市場の価格形成に重要な影響を与える情報なので必要」との意見が聞かれた。

(3) 四半期以外の適時開示の充実
投資家の投資判断上、よりタイムリーに企業状況変化に関する情報が企業から開示されることが重要と考えられるという事務局の指摘について、委員からは、「たとえば東証がAIを駆使してモニタリングするなどはどうか」との意見が聞かれた。

英文開示

(1) 開示タイミングなど
海外も含めた投資家に有用な情報を提供する観点から、次点を含めた有価証券報告書の英文開示について議論された。

- ・有価証券報告書の英文開示のタイミング（たとえば、日本語の開示書類と同時公表）
- ・有価証券報告書のなかで、特に英文開示が求められる開示項目

委員からは、「優先的に英文開示が必要な項目を、日英同時に開示するのがよいのでは」、「プライム上場企業にのみ開示を義務つけたうえで、暫定期間を設け、開示項目を絞るのはどうか」などの意見が聞かれた。

有報とCG報告書の記載内容の関係

(2) EDINETの翻訳機能
金融庁では、海外投資家からの意見等を踏まえ、短期的には、外部の翻訳ツールを利用しやしないようにEDINETの表示方法の改修を予定している。その

うえで、中長期的に、法定開示書類の英訳に適した翻訳機能の精度向上に取り組むのがよいかどうかについて、委員から、「自

動翻訳機の補助があっても、最終的には発行企業が責任をしっかりとる必要がある」といった意見が聞かれた。

企業への負担や投資家の一覽性を確保する観点から、記載事項を整理することについてどのよう

に考えるか、また、どのような項目を整理することが望ましいかについて議論された。

委員からは、「情報検索のしやすさや更新タイミングといったCG報告書の利点は残してほしい」などの意見が聞かれた。

会計

金融資産の減損、ECLモデルを基礎にする方針、決定—ASBJ

去る4月13日、企業会計基準委員会第477回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

改正リース会計基準

(1) サブリース取引

第1111回専門委員会（2022年4月10日号（No.1641）情報ダイジェスト参照）で示された次の提案につき、審議が行われた。

① 中間的な貸手のサブリースの分類
中間的な貸手のサブリースの分類において、IFRS16号

「リース」のモデルを基礎とし、一括借上契約、パス・スルー型

のサブリース取引等の一定の取引に対して、IFRS16号と同様のサブリース取引の会計処理を要求しない。

② 一括借上契約、パス・スルー型のサブリース取引、転リース取引
 機器等のリースについて、現行基準の転リース取引の定めを引き継ぐ。
 また、不動産取引については、契約上の中間的な貸手は、サブリースの借手から賃借料の支払を受けたときのみ、ヘッドリースの貸手に支払う義務を負う等の一定の要件を満たす場合、ヘッドリースである賃貸借契約とサブリースである転賃借契約を一体として捉えて、全体を会計上のリースとして会計処理せず、収益認識会計基準等、他の会計基準の定めに従って、PL上の表示を判断する。

委員からは、「不動産取引でのリースとして会計処理しない要件が厳格すぎるのでは」との意見が聞かれ、事務局から「国際基準と大きく外れないような例外とするため、あえてそうしている」との回答があった。

① 関連当事者適用指針

第111回専門委員会が審議された企業会計基準適用指針13号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」の改正について、審議された。借手のオペレーティング・リース取引に関する開示例を改正し、経過措置を適用した借手の所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する開示例を削除する案が示され、委員から異論は聞かれなかった。

② キャッシュ・フロー作成基準

「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」において、注記すべき重要な非資金取引の例示として挙げられている「ファイナンス・リースによる資産の取得」を「リースによる資産の取得」と改正する案が示された。委員からは異論が聞かれなかった。

金融資産の減損に関する会計基準の開発

第178回金融商品専門委員会（2022年5月1日号（No.1643）情報ダイジェスト参照）に引き続き、ステップ1（ECL（IFRS基準）とCECL（米国会計基準）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択）の方向性に関する事務局分析が示され、審議が行われた。事務局から、わが国の契約キャッシュ・フローの回収可能性に応じて債権の管理方法を変

会計・監査・開示
 来し方行く末

貯蓄から資産形成へ

公認会計士
 市川 育義

政府は、企業の成長資金等を安定的に供給するため、貯蓄から資産形成（投資）へ、といったスローガンのもと、長期にわたりわが国資本市場の改革に取り組んでいる。

2000年当初の会計ビッグバンやその後の証券取引法の改正（金融商品取引法の制定）、商法の改正（会社法の制定）、公認会計士法の改正などの連年の改革もその環であるといえる。

しかしながら、日銀が公表する直近の資料によれば、日本の家計の金融資産に占める現金・預金の割合は54.3%（2021年3月末現在）にとどまっております。依然として多額の現金・預金が資本市場に供給されておらず、過半の壁を崩すには至っていない。欧米諸国に比べて、突出した状況が現在も続いているというわけである。

こうした状況について、「日本人は株式投資に対してネガティブな印象が強すぎる」、「株式投資と投機を同一視して両者の違いを正しく理解していない」、「ダブルが長く続き過ぎてインフレ耐性に欠けている」など、さまざまな意見が見受けられる。

確かにそのような意見も理解できるところはあるが、「こまめく

ると、そもそも政府のスローガンが国民に響かない根本的な原因がありそうである。

筆者は、長年、資本市場の関係者として監査実務等に深く関わってきた。これまでの経験からして、わが国では社会人として最低限必要な資本市場関連の基礎知識（会計、監査、開示等）について学習の必要性を感じていない人が多いがゆえに、投資についての知識や理解が不足し、これが全体として株式投資に対する妙な警戒心につながっていないだろうかと思えている。

そして、このことは、今日、会計情報は社会のあらゆる局面で活用されており、それを理解する会計知識はそもそもビジネスに限らず社会人として欠かせない一般知識であるにもかかわらず、どうも専門知識であるとして自分には関係ないと思込んでしまっている人が多いことに由来するのではないだろうか。

仮にそうであるとすれば、資金供給の健全な流れを作るためには、市場参加者である一般投資家の多くが、資本市場関連の基礎知識を習得していること、すなわち、教育上の問題としてじっくり時間をかけて取り組む必要がある

ということとなる。

たとえば、資本市場関連の基礎知識を、大学等において一般教養科目としてカリキュラム設定し、社会人に対してもリカレント教育の門戸を拓き、国民に学ぶ機会を与えることが、時間はかかるが、資本市場の投資家の視野を確実に拓き、わが国の資本市場の活性化に向けた抜本的な改革につながるものと信じている。

そうすれば、少子高齢化により、今後、わが国の社会保障制度の充実が期待できないなかにおいて、国民一人ひとりが自ら資産形成に真剣に取り組むことの自覚が生まれ、資金供給と資産形成といった資本市場における好循環が実現するのではないだろうか。

いずれにしても、掛け声だけでは人を動かさないし、納得しなければ人は動かないのだから、そのためには、教育分野の領域まで踏み込む必要がある。資金供給の健全な流れは、国の大切なインフラであり、じっくり時間をかけて価値のあるものである。

次回以降、資本市場関連の基礎知識について、順次ご紹介できればと思う次第である。

えるという現在の信用リスク管理実務の考え方や会計基準の考え方に、より親和性があるのは、IFRS基準のECLモデルなのではないかと考えられる。そのため、ステップ2以降の検討にあたっては、IFRS基準のECLモデルを基礎とする提案が示された。

また、委員から「中小・地域金融機関を想定しているステップ4の『信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関に適用される会計基準の開発』の名称は、表現を検討すべき」との意見が聞かれ、事務局からは「今後の課題として、ネガティブな印象とならないような名称を検討したい」との回答があった。

次回から、ステップ2の検討に入っていく予定（7頁参照）。

また、委員から「中小・地域金融機関を想定しているステップ4の『信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関に適用される会計基準の開発』の名称は、表現を検討すべき」との意見が聞かれ、事務局からは「今後の課題として、ネガティブな印象とならないような名称を検討したい」との回答があった。

また、委員から「中小・地域金融機関を想定しているステップ4の『信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関に適用される会計基準の開発』の名称は、表現を検討すべき」との意見が聞かれ、事務局からは「今後の課題として、ネガティブな印象とならないような名称を検討したい」との回答があった。

会計

変動リース料の取扱い等、検討

ASBJ、リース会計専門委

去る4月18日、企業会計基準

委員会は第113回リース会

計専門委員会を開催した。

主な検討事項は次のとおり。

変動リース料

変動リース料に関して、事務

局より次の提案がされた。

(1) 変動リース料の定義

IFRS 16号「リース」にお

ける定義を主要な定めとして

採り入れる。

(2) リースに組み込まれたデ

リバティブの取扱い

現行の定めに従い、原則、

リースとリースに組み込まれ

たデリバティブは一体として

取り扱う。

(3) リース負債の計上額に含め

る変動リース料の範囲

国際的な会計基準と整合的

に、指数またはレートに応じて

決まる変動リース料はリース負

債の測定に含め、それ以外の変

動リース料は発生時に損益で認

識する。また、形式的には変動

だが、実質上は固定であるリ

ース料について、その考え方を結

論の背景において明記する。

(4) 指数またはレートに応じ

て決まる変動リース料に係る

リース負債の当初測定

前記(3)の提案に基づき、指数

またはレートに応じて決まる変動リース料に係るリース負債の当初測定は、参照する指数またはレートが、リース開始日以降リース期間にわたり変動しないことみなしてリース負債を測定する。

ただし、わが国における不動産賃貸借契約に対する対応として、次のようなわが国特有の特例を置く。

リース負債の計上額算定にあたり、一定の場合に、変動リース料の指数またはレートの将来の変動を見積り、見積られた指数またはレートをを用いて変動リース料に係る支払額を算定することを、原資産をBSに表示したと仮定した場合の勘定科目ごとに会計方針として選択できる。

(5) 指数またはレートに応じて決まる変動リース料に係るリース負債の再測定

IFRS 16号の定めを主要な定めとして採り入れる。なお、前記(4)後段の選択を行った場合、指数またはレートの将来の変動に係る見積りに変動が生じたときには、リース負債を再測定し、リース負債の再測定から

生じる差額は使用権資産の修正とする。

(6) 市場賃料等を踏まえて見直されるリース料

不動産賃貸借契約における市場賃料等を踏まえて見直されるリース料については、IFRS 16号の実務の取扱いを明記する。

*

専門委員からは、「変動リースとパス・スルー型サブリースとの関連についても整理してほしい」との意見が聞かれた。

リース負債の見直しおよびリースの条件変更

(1) 事務局提案

第111回専門委員会（2022年4月10日号（No.1641）情報ダイジェスト参照）で示された「IFRS 16号との比較可能性を著しく損なわないようにするため、IFRS 16号の定めと整合的な簡素な定めを採り入れる」提案に対し、「割引率を改訂するか否かについて詳細な定めを設けたほうがよい」などの意見が聞かれた。これらを踏まえ、次の方向で再提案された。

① 会計処理の時期および使用する割引率を明確化する。

② より理解しやすい表現とする。

③ 使用権資産の減額とリース負債の再測定による調整額との差額をどの計上区分に表示するかに関して、計上区分は定めずに企業の判断に委ねることとする。

(2) 親委員会での意見

本専門委員会に先立ち、4月13日開催の第477回親委員会でも審議が行われ、委員からは、「リース負債の見直しの規定が詳細過ぎないか」との意見が聞かれた。

(3) 専門委員会での意見

専門委員からは、「明確化された使用する割引率だけではなく、選択肢を使用できる旨も明記してほしい」、「使用する割引率は企業の選択に委ねるべきではないか」といった意見が聞かれた。

わが国に特有な取引等についての設例

(1) 事務局提案

第110回専門委員会（2022年3月20日号（No.1639）情報ダイジェスト参照）で示された普通借家・借地契約に関するリース期間の設例について、再提案が行われた。設例では、リース開始日にお

いて、延長オプションを行使すること等が合理的に確実である期間を判断する際に、年数の幅を示している。また、その範囲で期間を総合的に勘案するにあたり考慮する要因を例示（借手のビジネスモデルおよびビジネスモデルに基づく事業計画等）している。

(2) 親委員会での意見
本専門委員会に先立つ第477回親委員会でも審議が行われ、委員からは、「年数の幅も聞かれた。」

会計 ステップ2以降の進め方等、検討

— ASBJ、金融商品専門委

去る4月19日、企業会計基準委員会は第179回金融商品専門委員会を開催した。
予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の会計基準の開発に際し、前回（2022年5月1日号（No.1643）情報ダイジェスト参照）、親委員会（5頁参照）での審議を踏まえ、ステップ2（信用リスクに関するデータの整備がなされている金融機関の貸付金に適用される会計基準の開発）以降の進め方、ステップ2以降で検討する論点について検討された。

が示されたのは作成者にとってよい設例といえる」との意見が聞かれた。

(3) 専門委員会での意見
専門委員から「年数の幅の記載はデメリットがあるので、その幅以上の年数だと考えても、その範囲内でないといかないようにみえる」との意見があった一方、「年数をずばり限定するのは難しい。幅を示すしかないのではないか」との意見も聞かれた。

ステップ2以降の進め方

本基準の開発に際しては、6つのステップに分けて開発を進めることとされている（本誌2021年9月10日号（No.1621）情報ダイジェスト参照）が、ステップ2とステップ4（信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関（中小・地域金融機関等を想定）に適用される会計基準の開発）に関しては、これまでの審議において、データ整備は各金融機関のビジネスの実態に応じて行われているため、

データの整備状況で区分して基準開発を進めることは必ずしも適切ではないとの指摘がなされていた。

そこで、ステップ2の検討にあたり、ステップ2とステップ4の切り分け方および各ステップで開発する基準の目的について再整理し、まず各ステップの開発目的を定め、たうえで目的に沿った基準開発を行い、ステップ2と4のどちらの基準を適用するかは金融機関、一般事業会社を問わず、企業の会計方針の選択とするアプローチとすることとされた。

(1) ステップ2の目的

ステップ2の目的は次のとおりとする。

国際的な比較可能性の確保を重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS9号「金融商品」を適用した場合と同じ実務および結果となると認められる会計基準を目指す。

ただ、ステップ2でIFRS9号の定めと文言レベルで一致させることは必ずしも目指さず、定めの明確化または実務で行われている取扱いを必要に応じて取り入れるとした。

(2) ステップ4の目的
ステップ4の目的は次のとおりとする。

IFRS9号を出発点として適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す。

適切な引当てに関する情報を財務諸表利用者に提供する目的と、財務諸表作成者における信用リスクの管理手法との整合性や、それによる実務負担が見合いかをより重視し、ステップ2と比べて幅広く論点を検討することが提案された。

* 専門委員からは大まかな流れ

専門委員からは大まかな流れに関しておおむね賛意が示された一方で、「今回は見積りの話であり、会計方針の選択とする方針は違和感がある。また、会計方針の選択では遡及修正の問題も生じるため、全体として見積方法がどのように変わるのかを中心に議論を進めていくべき」との指摘があった。これに対し事務局は「見積りの幅のなかで考えられるのかについては、適用指針等での対応など、基準の作込みで重要な論点になると考えている。引き続き検討していきたい」と回答した。

ステップ2以降で検討する論点

前記ステップ2以降の進め方を前提に、事務局がステップ2において検討すべきと認識している論点として次の7つが示された。これらの論点は、IFRS9号のECLモデルを日本企業が適用する際、実務上の困難さが存在すると考えられる部分または日本の現行の実務との差異がある部分と考えられる。

- ① 債権単位での信用リスクの著しい増大の判定
- ② 将来予測情報の考慮
- ③ 複数シナリオに基づく結果の確率加重
- ④ 貨幣の時間価値の考慮
- ⑤ 債務不履行の定義
- ⑥ 信用リスクの著しい増大の判定の適用時の担保等による貸出スプレッドの調整
- ⑦ 信用リスクを見積る期間

専門委員からは論点の取り上げ方について「個別の論点は他の論点にもリンクするため、その点は意識して議論すべき」との意見が挙がった。事務局は「指摘の点も踏まえ、個別論点をどのような順番で取り上げていくかは検討する」とした。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2022年4月15日	スタートアップの成長に向けたファイナンスに関するガイダンス	経済産業省	スタートアップのさらなる成長を後押しするため、ファイナンスの全体像を提示し、経営者やCFOが長期的な成長イメージを持つことを目的に取りまとめたもの。 https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220415001/20220415001.html	—
2022年4月18日	「監査基準委員会研究報告第1号『監査ツール』の改正について」(公開草案)	JICPA	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」における公認会計士法等の改正を受けて2021年8月に改正された、監基報315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」および同540「会計上の見積りの監査」の改正等に対応するため、所要の改正を行うもの。コメント期限は2022年5月20日。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20220418cff.html	—

金融

有効な円安是正手段はあるのか

為替市場で円安・ドル高が進むなか、鈴木財務相と黒田日銀総裁が、4月18日の衆議院決算行政監視委員会で現在進行している円安について発言した。鈴木財務相は「現状、価格転嫁や賃上げが不十分。悪い円安なのは」と円安進行に対する一定の懸念を示したが、黒田総裁は円安について「日本の経済全体で捉えれば、プラスであるとの評価を変えたわけではない」、「マインスマイルへの考慮が必要」と円安に配慮する姿勢を示した。ただ、具体的な政策について、鈴木財務相による言及はなく、黒田総裁は金融緩和縮小や引締め方向への転換は否定した。

4月第3週、円安が加速する勢いである。これまで日本銀行の黒田総裁は、円安は総合的にみて経済にプラスと発言し、安定的な2%のインフレと経済成長率の引上げを実現するまでは、異次元金融緩和路線を維持する決意を表明してきた。

最近の円安進行の背景は、世界的なエネルギー・資源価格の上昇を受け、いち早く金融政策の転換(利上げ政策)に踏み切ったアメリカとの金利差拡大である。結果、財政赤字拡大と金利上昇の負のスパイラルや金融機関のバランスシート毀損による経営危機のリスクが増大する可能性がある。2021年の対GDP比債務残高の国際比較をみても、日本は256.9%とG7会議参加国が70~150%の範囲内であるのに対して際立っている。

以上のように有効な円安是正手段がないため、円安を容認する発言をせざるを得ないのが実情と考えられる。

第二に、仮に為替介入を実施する場合は円買い・ドル売り介入となり、自国通貨を売る円高阻止の介入と異なりドルを売るため外貨準備高の制約がある。

第三に、日米金利差縮小による円安是正のための利上げや長期金利の高め誘導は、国債価格

の急落を招きかねない。結果、財政赤字拡大と金利上昇の負のスパイラルや金融機関のバランスシート毀損による経営危機のリスクが増大する可能性がある。2021年の対GDP比債務残高の国際比較をみても、日本は256.9%とG7会議参加国が70~150%の範囲内であるのに対して際立っている。

日銀の金融政策は現在厳しいジレンマ状態に置かれている。その原因はコロナ禍で芽生えてきた世界的なインフレの昂進であるが、それはウクライナ戦争の勃発によって一段とレベルアップし、複雑化してきた。

第一に、円安是正のため為替市場に介入するにしても、日銀単独では効果が薄い。アメリカの同意・協力を得たくても、ア

円安は海外市場依存度の高い産業の収益を改善させる一方で、内需型産業や消費者物価上昇というパンチを見舞う。特に消費者の多くは物価上昇に敏感であり、所得増加を上回る物価上昇には節約、消費削減に努め、景気回復の足を引っ張り、政府への反感の要因にもなり得る。

ここへきて政府、日銀は急激な円安は好ましくないと発言し、為替の投機筋をけん制する姿勢をみせた。いわゆる「悪い円安」論を認知したように思われるが、金融緩和路線を変えようとするのは、今、金融引締めを要因とする見方もある。

日銀は円安圧力にどう立ち向かうのか? 為替市場への介入(ドル売り・円買い)、金融引締め・利上げに踏み切るのか。1ドル=130円台を大きく超えていけば、いやでもその方向に進まざるを得ないだろう。

証券

政府・日銀は加速する円安とどう向き合うか

第一に、円安是正のため為替市場に介入するにしても、日銀単独では効果が薄い。アメリカの同意・協力を得たくても、ア

円安は海外市場依存度の高い産業の収益を改善させる一方で、内需型産業や消費者物価上昇というパンチを見舞う。特に消費者の多くは物価上昇に敏感であり、所得増加を上回る物価上昇には節約、消費削減に努め、景気回復の足を引っ張り、政府への

円安は海外市場依存度の高い産業の収益を改善させる一方で、内需型産業や消費者物価上昇というパンチを見舞う。特に消費者の多くは物価上昇に敏感であり、所得増加を上回る物価上昇には節約、消費削減に努め、景気回復の足を引っ張り、政府への

円安は海外市場依存度の高い産業の収益を改善させる一方で、内需型産業や消費者物価上昇というパンチを見舞う。特に消費者の多くは物価上昇に敏感であり、所得増加を上回る物価上昇には節約、消費削減に努め、景気回復の足を引っ張り、政府への

円安は海外市場依存度の高い産業の収益を改善させる一方で、内需型産業や消費者物価上昇というパンチを見舞う。特に消費者の多くは物価上昇に敏感であり、所得増加を上回る物価上昇には節約、消費削減に努め、景気回復の足を引っ張り、政府への

円安は海外市場依存度の高い産業の収益を改善させる一方で、内需型産業や消費者物価上昇というパンチを見舞う。特に消費者の多くは物価上昇に敏感であり、所得増加を上回る物価上昇には節約、消費削減に努め、景気回復の足を引っ張り、政府への

円安は海外市場依存度の高い産業の収益を改善させる一方で、内需型産業や消費者物価上昇というパンチを見舞う。特に消費者の多くは物価上昇に敏感であり、所得増加を上回る物価上昇には節約、消費削減に努め、景気回復の足を引っ張り、政府への

円安は海外市場依存度の高い産業の収益を改善させる一方で、内需型産業や消費者物価上昇というパンチを見舞う。特に消費者の多くは物価上昇に敏感であり、所得増加を上回る物価上昇には節約、消費削減に努め、景気回復の足を引っ張り、政府への